## 公益社団法人岸和田青年会議所議事運営規定 新旧対照表

新								III									
第	9	条	議題を	選出す	るとき	は原則	則とし	第	9	条	議題	を退	選出す	ると	きは』	原則と	こし
て、	理事	事会 3	日前に理	里事長に	文章で	でもって	て提出	て、	理事	会 5	日前に	こ理	事長に	こ文章	でも	って携	是出
しな	にけれ	いばな	らない。	但し、	緊急の	り場合は	はこの	しな	けれ	ばな	らない	١,	但し、	緊急	の場	合はこ	_の
限り	でに	はない	0					限り	では	ない	0						